



名寄公共職業安定所発表
令和7年1月10日(金)

担 当	名寄公共職業安定所
	所長 乙部 一隆
	統括職業指導官 橋本 進
	電話 01654 (2) 4326

令和6年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

名寄公共職業安定所(所長 乙部 一隆)では、このたび、令和6年「高年齢者雇用状況等報告」(令和6年6月1日現在)の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

65歳までの雇用確保措置を実施済の企業は100.0%(変動なし)

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

70歳までの就業確保措置を実施済の企業は47.6%(対前年1.4ポイント増加)

III 企業における定年制の状況

65歳以上定年企業(定年制の廃止企業を含む)は43.7%(対前年4.3ポイント増加)

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」においては、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を、講じるよう企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業103社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和6年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

今後とも、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導及び助言を実施していきます。

1 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況 <<表 1 >>

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)を実施済の企業の割合は100.0% (変動なし) となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.0% (変動なし) となっている。

(2) 雇用確保措置の内訳 <<表 2 >>

雇用確保措置を実施済の企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業の割合は1.9% (対前年1.9ポイント減少) となっている。
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業の割合は41.7% (対前年6.1ポイント増加) となっている。
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業の割合は56.3% (対前年4.3ポイント減少) となっている。

(3) 継続雇用制度の内訳 <<表 3 >>

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業の割合は81.0% (対前年1.6ポイント増加) となっている。
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)の割合は19.0% (対前年1.6ポイント減少) となっている。

2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

就業確保措置を実施済の企業の割合は47.6% (対前年1.4ポイント増加) となっている。

<<表 4 >>

3 企業における定年制の状況

(1) 定年を65歳とする企業の割合は36.9% (対前年5.2ポイント増加) となっている。

<<表 5 >>

(2) 定年制の廃止企業の割合は1.9% (対前年1.9ポイント減少) となっている。

<<表 5 >>

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	103	0	103
	(104)	(0)	(104)
31人以上	100.0%	0.0%	100.0%
	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。

(参考:北海道)

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	9,318	11	9,329
	(9,307)	(9)	(9,316)
31人以上	99.9%	0.1%	100.0%
	(99.9%)	(0.1%)	(100.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。

※本集計は、小数点第2位以下を四捨五入しているが、実数が1以上の割合が0.0%にならないよう端数処理を行っている。

表2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
企業数	2	43	58	103
	(4)	(37)	(63)	(104)
31人以上	1.9%	41.7%	56.3%	100.0%
	(3.8%)	(35.6%)	(60.6%)	(100.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。

※「合計」のうち企業数は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、定年年齢を65歳以上としている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢が65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員を対象とする継続雇用制度	②基準該当者65歳以上の継続雇用制度(経過措置適用企業)	合計(①+②)
企業数	47	11	58
	(50)	(13)	(63)
31人以上	81.0%	19.0%	100.0%
	(79.4%)	(20.6%)	(100.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。

※「合計」のうち企業数は、表2の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み					②未実施	合計(①+②)
	定年制の廃止	定年の引き上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入			
企業数	49	2	3	44	0	54	103
	(48)	(4)	(3)	(41)	(0)	(56)	(104)
31人以上	47.6%	1.9%	2.9%	42.7%	0.0%	52.4%	100.0%
	(46.2%)	(3.8%)	(2.9%)	(39.4%)	(0.0%)	(53.8%)	(100.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。ただし、「②未実施」については、令和5年表4-1における「②就業確保措置相当の措置実施」および「③その他未実施」の合算値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」のうち、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢が70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢が70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表5 企業における定年制の状況

(社、%)

	定年制の廃止	定年制あり						65歳以上定年合計(定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業
		60歳未満	60歳	61~64歳	65歳	66~69歳	70歳以上		
企業数	2	0	50	8	38	2	3	45	103
	(4)	(0)	(58)	(5)	(33)	(1)	(3)	(41)	(104)
31人以上	1.9%	0.0%	48.5%	7.8%	36.9%	1.9%	2.9%	43.7%	100.0%
	(3.8%)	(0.0%)	(55.8%)	(4.8%)	(31.7%)	(1.0%)	(2.9%)	(39.4%)	(100.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。

※「65歳以上定年」の企業数は、表2の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。

※「報告した全ての企業」の企業数は、表1の「合計」に対応している。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しませんのでご注意ください